

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第5回）

議事録

日 時：令和元年6月18日（火）8:05～8:20

場 所：官邸2階小ホール

出席者：菅 義偉 内閣官房長官（議長）
山下 貴司 法務大臣（議長）
片山 さつき まち・ひと・しごと創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（地方創生）
宮腰 光寛 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、少子化対策）
山本 順三 内閣府特命担当大臣（防災）兼国家公安委員会委員長
平井 卓也 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
石田 真敏 総務大臣
河野 太郎 外務大臣
柴山 昌彦 文部科学大臣
吉川 貴盛 農林水産大臣
世耕 弘成 経済産業大臣
石井 啓一 国土交通大臣
うえの賢一郎 財務副大臣
あきもと 司 環境副大臣兼内閣府副大臣
長尾 敬 内閣府大臣政務官
上野 宏史 厚生労働大臣政務官

（議事録）

○山下法務大臣 6月7日時点の登録支援機関の登録件数は462件、特定技能外国人に係る在留資格認定証明書の交付件数は12件、在留資格変更の許可件数は2件となっています。

特定技能外国人の受入れの多くは、登録支援機関による支援が前提になることが見込まれるため、まず登録支援機関を増加させることが重要であり、その集中的な処理に努めているところですが、引き続き適正かつ迅速な審査・登録を行ってまいります。

なお、特例措置としての在留資格「特定活動」の許可件数は223件となっています。次に、試験の実施状況についてご説明します。

既に介護分野については、フィリピンで技能試験・日本語試験が行われ、宿泊・外食業分野については、国内で技能試験が行われており、これまでに3分野の技能試験合計で700人を超える合格者が出ています。

今後、介護分野や外食業分野の試験の実施が決まっており、他分野の試験についても、本年度内に、準備が整い次第、速やかに実施される予定です。

資料1の2ページ目下段をご覧ください。

悪質な仲介事業者の排除を目的とする二国間取決めの交渉状況ですが、これまでに、フ

イリピン等5か国と署名済みであり、ベトナム等4か国と実質合意に至っております。

このように、特定技能外国人の受入れ態勢が着実に整備されており、これに伴って、今後、受入れ数は大きく増加していくと考えます。

特定技能制度の運用状況の説明は以上ですが、法務省としては、制度の適切な運用のため、引き続き関係省庁と連携して取り組んでまいります。

ここまでの説明について、御発言はございますか。

(発言なし)

それでは、次の議題である「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に移ります。

これは、昨年末に取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について、本年末の改訂を目指すこととし、現段階で、喫緊の課題となっている事項を中心に内容を充実させるものであります。

資料2の1が主な施策の概要であり、資料2の2が本文の案です。

本日の関係閣僚会議で、本案を御了解いただきたいと考えておりますところ、私から、その概要について説明します。

資料2の1をご覧ください。柱は4つであり、主要な施策である太字の部分の説明します。

第1の「外国人の円滑かつ適正な受入れの促進」については、特定技能外国人の大都市圏集中防止策として、例えば、建設分野で設立した試験法人による求人求職のあっせんなど、就労希望の外国人材と地域企業とのマッチング支援等に取り組むこととしています。

第2の「共生社会実現のための受入れ環境整備」については、「外国人共生センター」の設置、生活・就労ガイドブックの更なる多言語化の推進でございます。ガイドブックについて、日英に加え、ベトナム語版を先週金曜日に、法務省のサイトに掲載しております。また、外国人の口座開設円滑化や帰国時の口座解約の要請、全国調査による外国人の子供の就学状況の把握や就学促進等に取り組むこととしています。

第3の「留学生の在籍管理の徹底・技能実習制度の更なる適正化」については、在籍管理が不適正な大学等の在留資格審査の厳格化や私学助成の減額等に取り組むこととしています。

第4の「留学生等の国内就職等の促進」については、就職機会の拡大のための特定活動告示改正の周知等に取り組むこととしています。

ただいま説明した施策のうち、「外国人共生センター」について付言いたします。

資料2の3をご覧ください。

「外国人共生センター」は、共生施策を所管する関係省庁が集まり、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せのみならず、様々な地方からの問合せに一元的かつきめ細やかに対応するなど、地方への支援を行う拠点となるものです。

設置場所は、新宿区四谷を予定しています。

なお、法務省では、資料3のとおり、本年4月26日に「出入国在留管理基本計画」を

策定しており、これに基づき出入国在留管理行政に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

それでは、閣僚の皆様から御発言願います。河野外務大臣から御発言願います。

○河野外務大臣 外国人材の適正な受入れには悪質事業者の排除が重要であります。引き続き関係省庁と緊密に連携し、悪質事業者、徹底的に排除していきたいと考えておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。二国間取決め作成を順次進めたいと思います。

また、二国間取決めを早期に締結することをお願いし、締結していただいた国がありますが、そうした国々に対して試験をいつ実施するかという見通しをお示しすることができておりません。関係部局におかれましては、試験をいつ実施できるのかという見通しをしっかりとたてていただきたいと思います。外務省としては、実施環境が整い次第、日本語テストを着実に実施し特定技能制度をしっかりと支えていきたいと思っております。

また、不適切な日本語教育機関の問題については、関係省庁と一緒にしっかりと対応していかなければならないと思っております。外務省としては、関係国への情報共有や対応の申入れ、在外公館の査証発給の厳格化、不適切な日本語教育機関の情報を在外公館HPなどで掲載をして、適切に対策をとっていきたいと考えております。

「外国人共生センター」につきましては、出入国在留管理庁と断続的に打合せをさせていただいております。これからもしっかりと対応していきたいと思っております。

最後に、送還対象者の身柄引取りに全く対応を行っていないイランについては引き続き早期引取りを働きかけていきたいと思っております。アクションがない場合には少しドラスティックな対応をとらざるを得ないと考えているところでございます。

○山下法務大臣 ありがとうございます。次に、柴山文部科学大臣から御発言願います。

○柴山文部科学大臣 文部科学省では、昨年12月の「総合的対応策」を着実に実施してまいりましたが、全国各地における日本語教育の体制整備、外国人の子供に対するきめ細かな教育の充実、留学生の国内就職支援や在籍管理の徹底などについて、新たな取組も含め、一層取組を進めてまいります。

また、優秀な外国人留学生の受入れ促進に取り組んでいるところですが、今紹介のあったとおり、留学生の在籍管理について、一部の大学で不適切な状況があったことは大変遺憾であります。

同大学に対しては、出入国在留管理庁とも連携して厳正な措置を講ずるとともに、全ての大学・専門学校について、新たな対応方針を策定したところであり、留学生の在籍管理の徹底に取り組んでまいります。

○山下法務大臣 ありがとうございます。次に、上野厚生労働大臣政務官から御発言願います。

○上野厚生労働大臣政務官 厚生労働省としても、外国人が安心して就労・生活できる環境を整備するため、今回の対応策にも、多くの施策を盛り込んでいます。

具体的には、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進として、介護分野でマッチングを

行う地方公共団体への財政支援を行うほか、地域での受入れ・定着に前向きな地方公共団体を選定し、ハローワークと連携して、中小企業への就職・定着を支援します。

また、共生社会実現のための受入れ環境整備として、「外国人共生センター」への参画や、地域の拠点的な医療機関等における外国人患者の受入れ環境の整備、外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化などを行います。

さらに、技能実習制度の更なる適正化として、外国人技能実習機構の現地検査等のための能力の強化などにも取り組みます。

こうした施策を着実に実施し、外国人材の受入れから定着まで、しっかりと支援を行ってまいります。

○山下法務大臣 ありがとうございます。議題2に関して、他に御発言はございますか。
(発言なし)

それでは、本案について、御了解いただいたものとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。最後に、プレスを入室させます。

(報道関係者入室)

○山下法務大臣 官房長官から御発言があります。

○菅内閣官房長官 4月から、新たな外国人材を受け入れる在留資格である「特定技能」がスタートしました。

新たな在留資格は、深刻な人手不足に対応するため、即戦力となる外国人材を受け入れるものであり、各省庁においては、各業種が速やかに制度活用できる体制を整えていただきますようお願いいたします。

また、外国人の皆さんが「働いてみたい」「住んでみたい」と思える国を目指して、昨年末に「総合的対応策」を決定いたしました。本日は、その「充実策」を取りまとめました。

その中で、日本で働く外国人の様々な支援を1か所で提供する場所として、四谷に「外国人共生センター」をつくることになりました。

「特定技能」の活用、「総合的対応策」の着実な実施を含めて、引き続き、法務省を中心に関係省庁が緊密に連携して、取り組んでいただくようお願いします。

○山下法務大臣 ありがとうございます。プレスの皆様方は、ここで御退出ください。
(報道関係者退室)

○山下法務大臣 それでは、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

(以上)